

グリーンサイト掲載内容修正マニュアル

企業情報詳細の編集手順（建設業許可新規登録・登録内容編集時使用）

①



②



建設業許可関係の登録・編集は、企業情報詳細から操作します。

①協力会社向けトップページの、「企業管理」のボタンをクリックし、企業管理機能から「企業情報」をクリックします。

②企業情報詳細画面で、「建設業許可情報編集」をクリックします。

③企業情報詳細画面で指導コメント内容に基づき、入力内容を修正し、「登録」をクリックします。
→各指導コメント内容の修正方法詳細は、該当項目のファイルでご確認ください。

※施工に必要な許可業種を変更する場合は、再下請負通知書編集画面から選択して下さい。

グリーンサイト掲載内容修正マニュアル

再下請負通知書の編集手順（施工に必要な許可業種変更時使用）

①

「再下請負通知書」のボタンをクリック
[未作成] の場合は、新規作成
[未作成] 以外の場合は、編集

②

「編集」をクリック

画面をスクロールすると、
各項目が表示されます。

再下請負通知書の編集は、提出書類一覧画面から操作します。

①提出書類一覧画面で、「再下請負通知書」のボタンをクリックします。

②再下請負通知書照会画面で、[編集] をクリックします。

③再下請負通知書編集画面で指導コメント内容に基づき、入力内容を修正し、[確定] をクリックします。

→各指導コメント内容の修正方法詳細は、該当項目のファイルでご確認ください。

グリーンサイト掲載内容修正マニュアル

⑮建設業許可の登録について **修正必須**

項目	コメント
32.建設業許可登録なし	税込契約金額が500万以上ですので建設業許可の登録をお願いします。
33.建設業許可証添付なし	建設業許可証の添付をお願いします。

上記コメントは、**建設業許可の登録・添付がない**という不備になりますので、建設業許可の登録・添付を行ってください。

契約金額が税込500万円以上の場合、必ず建設業許可の登録が必要です。

また、建設業許可証写しの内容と再下請負通知書の内容が一致しているか、ご確認をお願いします。

企業情報詳細画面で建設業許可が既に「有」で登録されている場合は、

再下請負通知書編集画面を開き、施工に必要な許可証種を現場で使用するメインとなるものを選択し、「確定」をクリックして下さい。

※企業情報詳細画面で建設業許可が「無」で登録している場合や、建設業許可を新たに登録したい場合は次ページをご確認下さい。

【建設業許可が「有」で登録している場合】

[再下請負通知書編集画面]

グリーンサイト
Green-Site

メニュー 企業管理 支店管理

建設業の許可 施工に必要な許可業種 **必須**

不要 (軽微な建設工事等のため)

不要 (軽微な建設工事等のため)

土木工事業
建築工事業
大工工事業
左官工事業
とび・土工事業
石工事業
屋根工事業
管工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物工事業
鉄筋工事業
舗装工事業

健康保険等の加入状況

戻る 一時保存 **確定**

契約金額が500万以上の場合は、
「不要」を選択しないで下さい

また、一式工事の「建築工事業」、
「土木工事業」は基本的に
選択しないで下さい

グリーンサイト掲載内容修正マニュアル

⑮ 建設業許可の登録について **修正必須**

建設業許可を新たに登録したい場合は、企業情報詳細画面から建設業許可を登録して下さい。

- ①「有」へ変更し、よく利用する建設業許可を選択してください。その後、「一括登録」をクリックします。
- ②一括入力画面から、所持している建設業許可業種・許可番号・更新日（取得日）を入力し、「反映」をクリック後、「登録」をクリックします。（各項目の入力確認方法については次ページ参照）
- ③企業情報詳細画面の建設業許可情報の写し1「登録」をクリックし、「添付」をクリックします。
- ④建設業許可証の写しのファイルを添付後、「登録」をクリックして下さい。
 ※下記の書類は建設業許可証と見なすことができませんので、ご注意ください。
 「登録電気登録業者登録証」、「解体工事業者の登録簿への登録通知書」、
 警備業・派遣・地質調査などの書類

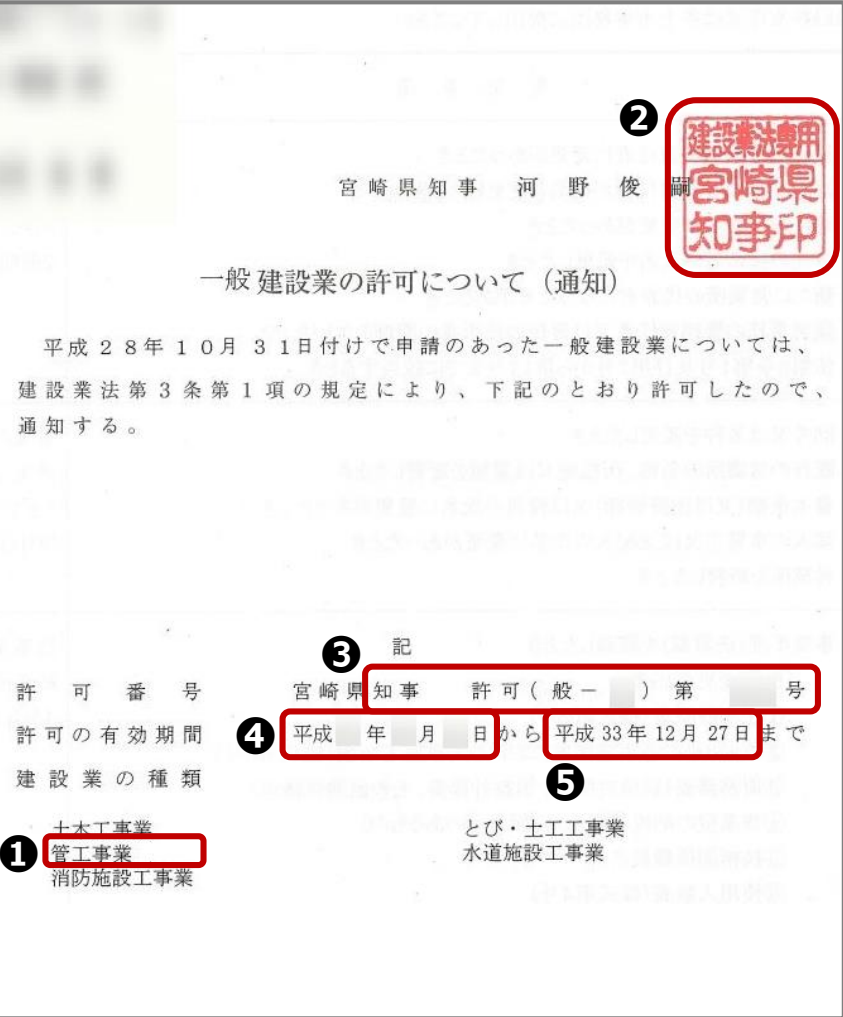
登録後、再下請負通知書編集画面にて施工に必要な許可業種を選択して下さい。（前ページ参照）

① [企業情報詳細画面]



グリーンサイト掲載内容修正マニュアル

⑮建設業許可の登録について **修正必須**



建設業許可の写しの添付確認事項は、下記5点になります。

- ① 施工に必要な許可業種が記載されている書類を添付して下さい。
一式工事（建築工事業、土木工事業）は基本的に選択しないで下さい。
 ※建設業許可の写しの許可業種名と、再下請負通知書に登録されている許可業種名が一致しているか確認してください。
- ② 行政機関の受領印がないものは、**公的な書類と判断できないため、不可**となります。
- ③ 建設業許可の写しの許可番号と再下請負通知書に登録されている許可番号が一致しているか確認してください。
 ・**知事・大臣 般・特 番号が一致**しているか確認してください。
 ・許可証に「知事(特-●)釧 第●●●号」のように、発行地域の文字が入っている場合は再下請負通知書に文字がなくても問題ありません。
- ④ グリーンサイトの『許可(更新)年月日』欄と建設業許可の写しの『許可の有効期間の開始日』が一致しているか確認してください。
 書類発行日を記入されている事が多い項目となっておりますのでご注意ください。
- ⑤ 建設業許可の有効期間が切れていないか確認して下さい。
 申請中の場合は、建設業許可申請書、建設業許可証明願を添付して下さい。

【許可申請書について】
 会社名が確認でき、国交省の建設業許可検索システムにて許可業種が確認できれば問題ありません。

【許可証明願について】
 許可業種・許可番号・許可年月日が確認できる書類であれば問題ありません。

工期中に許可証を更新した場合は、忘れずに更新日を修正して下さい。
 ※更新日は建設業許可有効期間の開始日です。

[再下請負通知書画面]

施工に必要な許可業種 ① 管工事業	「警備業」など建設業許可業種以外のものを選択しないで下さい	許可番号 ③ 知事(般-XX)第 XXX 号	許可の開始日を登録して下さい ④ 2016/〇/〇	許可(更新)年月日
----------------------	-------------------------------	---------------------------	------------------------------	-----------

グリーンサイト掲載内容修正マニュアル ～動画のご案内～

コメント項目 32～41 につきましては、下記動画にて修正方法を確認することも可能です。

参考動画：「[建設業許可](#)」編（動画：約4分24秒）

※動画視聴については、大林組動画配信サイト「CLEVAS」にログインいただく必要があります。

⇒大林組動画配信サイト「CLEVAS」ログインは[コチラ](#)

⇒CLEVASの視聴ユーザーマニュアルは[コチラ](#)

※「CLEVAS」へのログインアカウントをお持ちでない方は、ユーザー登録の申請をお願いします。

⇒申請方法のマニュアルは[コチラ](#)

皆様の作業や作業員教育に有効活用いただくことを目的にしていますので、本サービスを是非ご利用ください。

【視聴できる端末要件】

パソコン（Windows/ Macintosh）、タブレット（iPad/iPad mini）及びスマートフォン（iPhone/Android）端末で視聴可能です。OS及びWebブラウザは最新バージョンでの閲覧を推奨します。

※Internet Explorerは非推奨となります。（機能が制限される場合あり）

【問合せ先】

clevas-support@ml.obayashi.co.jp

サービス時間：08:30～17:15（土曜・日曜・祝日・当社指定の休業日を除く）

※問合せの際は、貴社名、氏名、担当現場の所属店名（大林組本支店名）、ご返信先、問合せ内容の記載をお願いします。